

別記様式第7号 (第4条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出人 住 所
氏 名

年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

旅館業営業停止 (廃止) 届

次のとおり営業の全部 (一部) を停止 (廃止) したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け
出ます。

- 1 営業施設の名称及び所在地
名称
所在地
- 2 営業の種別
- 3 許可年月日及び番号
許可年月日
許可番号
- 4 停止の期間 (廃止の期日)
- 5 停止 (廃止) の理由

(理容師法施行細則の一部改正)

第4条 理容師法施行細則 (昭和38年栃木県規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書類の様式)	(書類の様式)
第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、当該右欄に掲げるところによる。	第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、当該右欄に掲げるところによる。
1～3 略	1～3 略
<u>3の2 法第11条の3 別記様式第3号の2 第2項の規定による</u>	

理容所開設者承継届 (譲渡)		
4～11 略		4～11 略

別記様式第1号中

設	容所の開設予定年月日	
---	------------	--

添付書類

理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

設	容所の開設予定年月日	
---	------------	--

改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中

理 容 所	名 称	
	所 在 地	

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
	確認年月日 及び確認番号	年 月 日 第 号

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2 (第3条関係)

理容所開設者承継届 (譲渡)

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
理 容 所	名 称	
	所 在 地	
	確 認 年 月 日 及 び 確 認 番 号	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記様式第4号から別記様式第5号の2までの規定中

理 容 所	名 称		を
	所 在 地		

理 容 所	名 称		に
	所 在 地		
	確 認 年 月 日 及 び 確 認 番 号	年 月 日 第 号	

改める。

「開設者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

別記様式第6号中

を
 「法人にあつては、主たる事務所の所
 在地及び名称並びに代表者の氏名
 」

「開設者 氏 名
 (美容師法施行細則の一部改正)」に改める。

第5条 美容師法施行細則(昭和38年栃木県規則第8号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書類の様式) 第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、右欄 に掲げるところによる。	(書類の様式) 第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、右欄 に掲げるところによる。
1～3 略	1～3 略
<u>3の2 法第12条の2</u> 別記様式第3号の2 <u>第2項の規定による</u> <u>美容所開設者承継届</u> <u>(譲渡)</u>	
4～11 略	4～11 略

別記様式第1号中

設 容所の開設予定年月日	
--------------	--

添付書類 を
 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を
 受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

設 容所の開設予定年月日		に
--------------	--	---

改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中

美 容 所	名 称	
	所 在 地	

を

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
	確認年月日 及び確認番号	年 月 日 第 号

に

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第3号の2 (第3条関係)

美容所開設者承継届 (譲渡)

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住 所
氏 名
生年月日

年 月 日

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり美容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所	名 称	
	所 在 地	
	確 認 年 月 日 及 び 確 認 番 号	年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記様式第4号から別記様式第5号の2までの規定中

美 容 所	名 称		を
	所 在 地		
美 容 所	名 称		に
	所 在 地		
	確 認 年 月 日 及 び 確 認 番 号	年 月 日 第 号	

改める。

「開設者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

別記様式第6号中

(法人にあっては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名) を

「開設者 氏 名」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第6条 興行場法施行細則(昭和59年栃木県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(承継の届出)</p> <p>第3条 <u>法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業者承継届(譲渡)(別記様式第2号の2)に次に掲げる書類を添えて、管轄保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p><u>(2) 届出者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し</u></p> <p><u>2</u> 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業者承継届(相続)(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し</p> <p>(2) 略</p> <p><u>3・4</u> 略</p>	<p>(承継の届出)</p> <p>第3条</p> <p>① 法第2条の2第2項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業者承継届(相続)(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、管轄保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p>

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2 (第3条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

興行場営業者承継届 (譲渡)

次のとおり、興行場法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継をしたので、届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所及び氏名
住所
氏名
- 2 譲渡年月日
- 3 興行場の名称及び所在地
名称
所在地
- 4 許可年月日及び許可番号
許可年月日
許可番号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

別記様式第3号中「お届けします」を「届け出ます」に、「2 被相続人の住所及び氏名」を「2 被相続人の住所及び氏名」に、「4 興行場の名称及び所在地」を「4 興行場の名称及び所在地」に改める。

5 許可年月日及び許可番号
許可年月日
許可番号

別記様式第4号中「お届けします」を「届け出ます」に、「3 興行場の所在地及び名称」を「3 興行場の名称及び所在地」に改める。

4 許可年月日及び許可番号
許可年月日
許可番号

別記様式第4号の2中「お届けします」を「届け出ます」に、「3 興行場の所在地及び名称」を「3 興行場の名称及び所在地」に改める。

4 許可年月日及び許可番号
許可年月日
許可番号

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第7条 公衆浴場法施行細則(昭和61年栃木県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長(以下「管轄保健所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長(以下「管轄保健所長」という。)に提出しなければならない。<u>ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 省令第1条ただし書又はこの条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該浴場業を譲り受けたことを証する書類</u></p>
<p>(承継の届出)</p>	<p>(承継の届出)</p>

第3条 法第2条の2第2項の規定により譲渡による
営業者の地位の承継の届出をしようとする者
は、公衆浴場営業者承継届（譲渡）（別記様式第
1号の2）を管轄保健所長に提出しなければならない。

2～4 略

第3条

①～3 略

別記様式第1号中「6 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けた旨」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第1号の2 (第3条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

公衆浴場営業者承継届 (譲渡)

次のとおり公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、譲渡による営業者の地位の承継をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

1 営業を譲渡した者の住所

2 営業を譲渡した者の氏名

3 譲渡の年月日 年 月 日

4 公衆浴場の名称

5 公衆浴場の所在地

6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年栃木県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(承継の届出)</p> <p>第5条 法第7条第2項の規定により<u>譲渡</u>、相続、合併又は分割による食鳥処理業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第4号による届出書を管轄食肉衛生検査所長に提出しなければならない。</p>	<p>(承継の届出)</p> <p>第5条 法第7条第2項の規定により_____相続、合併又は分割による食鳥処理業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第4号による届出書を管轄食肉衛生検査所長に提出しなければならない。</p>

別記様式第4号中「相続(合併・分割)により」を削り、

「3 添付書類 _____」を
「3 承継の理由 譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

に改める。

4 添付書類 _____
附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第2条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則別記様式第10号、第4条の規定による改正前の理容師法施行細則別記様式第6号又は第5条の規定による改正前の美容師法施行細則別記様式第6号の規定により交付された確認証は、当該確認証に係るクリーニング所、理容所又は美容所が廃止されるまでの間に限り、改正後のこれらの規定により交付された確認証とみなす。

3 この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(生活衛生課)